

財務省告示第二百六十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、

平成十九年七月十七日に発行した利付国債の発行

条件等を次のとおり告示する。

平成十九年八月九日

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記 利付国庫債券（二年）（第二百五

十八回）

二 発行の根拠 平成十九年度における財政運営

の法律及びそ のための公債の発行の特例等に

関する法律（平成十九年法律第

二十五号）第二十一条並びに

特別会計に関する法律（平成十

九年法律第二十三号）第四十六

条第一項及び附則第七十六条第

一項

三 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札」と同時に行われる入札で

あつて、価格競争入札において

定められた利率をその利率とし

、「価格競争入札において募集

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

価格を募入額により加重平均し

価格を募入額により加重平均し

| 口 | 十 十 | | 九 | 八 | 二 | 八 | 口 | 七 | | 行 | 争 | 非 | | | | | | |
|----|-----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | イ | 一 | | | | | | イ | 払 | | | | | | | | | |
| 非 | 入 | 価 | 振 | 最 | 行 | 争 | 非 | 者 | 特 | 国 | 札 | 非 | 入 | 価 | 行 | 争 | 非 | |
| 競 | 札 | 格 | 替 | 額 | 行 | 入 | 者 | 者 | 債 | 債 | 発 | 競 | 札 | 格 | 払 | 入 | 入 | 価 |
| 争 | 発 | 競 | 単 | 面 | 入 | 札 | 第 | 第 | 市 | 市 | 行 | 入 | 行 | 競 | 金 | 札 | 札 | 格 |
| 入 | 行 | 争 | 位 | 金 | 発 | 競 | 加 | 加 | 場 | 場 | 入 | 入 | 行 | 額 | 額 | 発 | 発 | 競 |
| 額 | 格 | 十 | 額 | 平 | す | 額 | の | 振 | 五 | 千 | 九 | 千 | 千 | 千 | 二 | 万 | 一 | で |
| 面 | 五 | 面 | 成 | る | の | 記 | 載 | 替 | 万 | 円 | 百 | 千 | 千 | 千 | 円 | 兆 | 九 | 九 |
| 金 | 錢 | 金 | 十 | 。 | 整 | 又 | は | の | 円 | 九 | 十 | 百 | 百 | 二 | 五 | 千 | 百 | 七 |
| 額 | 以 | 額 | 九 | 数 | 倍 | は | 記 | 規 | 十 | 六 | 億 | 五 | 千 | 十 | 億 | 九 | 十 | 七 |
| 百 | 上 | 円 | 年 | の | 金 | 録 | は | 定 | 五 | 千 | 六 | 百 | 十 | 三 | 億 | 五 | 億 | 億 |
| 円 | の | に | 七 | 額 | に | よ | る | に | 千 | 六 | 百 | 十 | 三 | 万 | 千 | 四 | 十 | 億 |
| につ | そ | つき | 月 | に | 最 | 振 | 替 | よ | 六 | 百 | 十 | 三 | 万 | 千 | 七 | 千 | 四 | 億 |
| き | れ | 九 | 十 | よ | る | 口 | 座 | る | 百 | 十 | 三 | 万 | 千 | 七 | 千 | 四 | 億 | 億 |
| 九 | の | 十 | 七 | も | の | 面 | 金 | の | 十 | 三 | 万 | 千 | 七 | 千 | 四 | 億 | 億 | 億 |
| 十九 | 九 | 円 | 日 | の | と | 簿 | | と | 万 | 二 | 千 | 八 | 万 | 八 | 十 | 六 | 億 | 億 |
| 円 | 円 | 九 | | と | | | | | 二 | 二 | 千 | 四 | 八 | 十 | 六 | 億 | 億 | 億 |
| 九 | 九 | 九 | | | | | | | 二 | 二 | 千 | 四 | 八 | 十 | 六 | 億 | 億 | 億 |

十 十
三 二

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発
込 利 発 競 加 場 び 札 格 第 参 市 行
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 加 場 、

十 五 銭 六 厘

(一) 年 一 〇 パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えて、次の算
式により算出した金額を第二
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{償還金額の総額} \times 1.0}{100} \times \frac{2}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収される
ものとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
については、前記(一)の算式に
り算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額(た
だし、当該国債を発行時にお
いて取得する者が非居住者又
は外国法人である場合には、前
記(一)の算式により算出した金額に

十四 初期利子

当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成二十年一月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎年一月十五日及び七月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六 償還金額

平成二十一年七月十五日額面金額百円につき百円

十七 償還金支

日本銀行

十八 払入者

財務大臣から通知を受けた者

十九 払込期日

平成十九年七月十七日